

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年9月30日
【発行者の名称】	応研株式会社 (OHKEN Corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 原田 明治
【本店の所在の場所】	福岡市中央区天神四丁目8番9号応研ビル
【電話番号】	092-715-2789
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 江口 健太郎
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ・キャピタル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ 森タワー
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	03-3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	応研株式会社 https://www.ohken.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第43期 中間会計期間	第41期	第42期
決算年月	2026年 6 月	2024年12月	2025年12月
売上高 (百万円)	2, 929	5, 450	6, 089
経常利益 (百万円)	850	1, 641	1, 944
中間（当期）純利益 (百万円)	696	1, 117	1, 329
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—
純資産額 (百万円)	11, 274	9, 984	10, 980
総資産額 (百万円)	19, 204	17, 412	18, 798
1 株当たり純資産額 (円)	2, 450. 93	2, 170. 52	2, 387. 01
1 株当たり配当額 (円)	—	725, 000	876, 000
(うち 1 株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)
1 株当たり中間（当期）純利益 (円)	151. 34	242. 90	288. 99
潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	58. 7	57. 3	58. 4
自己資本利益率 (%)	6. 3	11. 7	12. 7
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	29. 8	30. 3
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1, 040	1, 798	1, 513
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	284	△644	△1, 376
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△402	△317	△333
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高 (百万円)	11, 632	10, 908	10, 710
従業員数 (人)	374	339	355
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(1)	(1)

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は、2026年 5 月18日付で普通株式 1 株につき10, 000株の株式分割を行いました。第41期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり中間（当期）純利益を算定しております。
4. 潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式の上場が2026年 9 月18日であるため、第41期、第42期及び第43期中間会計期間については記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数は期中平均人員を（ ）外数で記載しております。
7. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第 5 項の規定に基づき、第42期の財務諸表につ

いては有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第41期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第43期中間会計期間の中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツの期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年6月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
374（1）	33.1	9.8	5,683

- （注） 1．当社はソフトウェア事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。
- 2．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 3．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

当中間会計期間における業績等の概要につきましては、次のとおりです。

(1) 業績

当中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や企業の設備投資の堅調な推移を背景に、緩やかな回復基調が続きました。一方、物価上昇による個人消費への影響、海外経済の動向、為替・金利の変動等により、先行きは不透明な状況が続いております。

当社が属する情報サービス産業においては、企業の業務効率化や生産性向上を目的としたデジタル化・DXへの投資が引き続き堅調に推移しました。特に、クラウドサービスや業務システムの導入・更新需要が拡大するなど、企業のIT投資は底堅く推移しております。一方、IT人材の不足や人件費の上昇、開発・運用コストの増加などが継続しており、サービスの品質向上と生産性向上を両立することが重要な課題となっております。

このような環境のもと、当社は、基幹業務システム「大臣シリーズ」の機能強化及び販売促進に取り組むとともに、今後の成長分野と位置付けるクラウドサービス「大臣クラウド」の拡販を推進いたしました。また、既存顧客のクラウドサービスへの移行促進、新規顧客の開拓及び販売パートナーとの連携強化に注力するとともに、顧客ニーズを踏まえた製品・サービスの機能強化に取り組み、収益基盤の拡大に努めてまいりました。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は2,929百万円、営業利益は854百万円、経常利益は850百万円、中間純利益は696百万円となりました。

当社は、ソフトウェア事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。サービス区分別の売上の内訳を示すと次のとおりです。

なお、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。

サービス区分	金額（百万円）
クラウドサービス	1,250
オンプレミス製品他	812
保守サービス	866
合計	2,929

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は前事業年度末と比較して921百万円増加し、11,632百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりです。なお、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は1,040百万円となりました。主なプラス要因は、税引前中間純利益1,000百万円、売上債権の減少274百万円、未収・未払消費税等の増減249百万円であり、主なマイナス要因は、固定資産除売却損益136百万円、未払金の減少126百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は284百万円となりました。主なプラス要因は、有形固定資産の売却による収入269百万円、預り敷金の受入による収入40百万円によるものであり、主なマイナス要因は有形固定資産の取得による支出23百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は402百万円となりました。これは配当金の支払額であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っておらず、また、受注から販売までの期間も比較的短期であることから、記載しておりません。

(3) 販売実績

当社はソフトウェア事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。当中間会計期間の販売実績をサービス区分別に示すと、次のとおりであります。

サービス区分	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)	前年同期比 (%)
クラウドサービス (百万円)	1,250	—
オンプレミス製品他 (百万円)	812	—
保守サービス (百万円)	866	—
合計 (百万円)	2,929	—

- (注) 1. 当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)
㈱リコー	735	25.1

3【対処すべき課題】

当中間会計期間においては、当社の対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<J-Adviserとの契約について>

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しています。当社では、フィリップ・キャピタル証券㈱を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ・キャピタル証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。
なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ・キャピタル証券㈱（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日）に債務超過の状態である場合において（上場後3年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌

日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)から(c)の場合の区分に従い、当該(a)から(c)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限り）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わない。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当する。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TPMの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（甲が純粋持株会社である場合は、主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が㈱東京証券取引所に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヵ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除する

ことができる。

3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を（株）東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【重要な契約等】

相手先	契約年月日	契約内容	契約期間
Microsoft Ireland Operations Limited	2026年3月27日	サーバーおよびクラウド加入契約(EA契約) ※1	2026年4月1日から 2029年3月31日まで
Microsoft Ireland Operations Limited	2025年3月13日	マイクロソフト製品/サービス契約登録(MPSA契約) ※2	期間の定めなし
Microsoft Ireland Operations Limited	2025年7月1日	Microsoft Independent Software Vendor Royalty License and Distribution Agreement ※3	2025年7月1日から 2028年6月30日まで

※1 大臣クラウド/スマート大臣等のサービス基盤として利用するマイクロソフトAzureサービス等のライセンス購入契約になります。

※2 当社自身が利用するマイクロソフト製品/サービス購入のための契約になります。

※3 マイクロソフト製品に係るパートナー契約になります。

6 【研究開発活動】

当中間会計期間の研究開発費は217百万円であり、主な研究開発活動は以下のとおりであります。

(1) 製品開発

基幹業務システムは、従来、データの入力から集計資料の作成までを事務部門内で完結して運用していました。しかし、働き方改革やリモートワークの普及により、業務効率化の重要性が一層高まっています。そのため、各部署で利用するシステムを相互に連携させ、各部署や従業員が入力したデータを全社的に活用することで、事務部門にとどまらず全社的な業務効率化を実現することが求められています。

当社の「大臣シリーズ」は、各業務分野における基本機能の充実はもとより、全社的な業務効率化に貢献する機能改善・改良にも継続的に取り組んでおります。

(2) 応用研究

基幹業務（ERP領域）は、企業の経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を統合的に管理する領域であり、従来はルールベース・定型処理中心でした。

AI導入により、「判断業務の自動化」「予測に基づく経営判断支援」「異常検知によるリスク低減」といった高度な活用が進んでいます。

会計・財務、販売管理、人事労務などの分野別に、AIを活用した業務の自動化、効率化を実現し製品に投入するべく研究を行っております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状況の分析

（資産）

当中間会計期間末における流動資産の残高は12,969百万円となり、前事業年度末に比べ569百万円増加いたしました。これは主に現金及び預金が増加した一方、売掛金、受取手形が減少したことによるものであります。固定資産は6,235百万円となり、前事業年度末に比べ162百万円減少いたしました。これは主に、投資不動産

に振り替えた分を除き、建物が105百万円、土地が34百万円減少したことによるものであります。

この結果、資産合計は19,204百万円となり、前事業年度末に比べ406百万円増加いたしました。

(負債)

当中間会計期間末における流動負債は6,639百万円となり、前事業年度末に比べ48百万円増加いたしました。これは主に契約負債が114百万円、賞与引当金が108百万円増加した一方、未払金が122百万円、預り金が60百万円減少したことによるものであります。固定負債は1,291百万円となり、前事業年度末に比べ64百万円増加いたしました。これは主に長期預り敷金が40百万円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は7,930百万円となり、前事業年度末に比べ113百万円増加いたしました。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産は11,274百万円となり、前事業年度末に比べ293百万円増加いたしました。これは主に繰越利益剰余金が253百万円、利益準備金が40百万円増加したことによるものであります。

(3) 当中間会計期間の経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの分析

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの概況については、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に関し、新設、休止、大規模改修、除却、売却等により重要な変動があったものは、次のとおりであります。

2026年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	区分	帳簿価額（百万円）				従業員数 (人)
			建物	構築物	土地 (面積㎡)	合計	
応研ITビル (旧福岡本社) (福岡市中央区)	賃貸事務所	振替	162	6	333 (418.77)	502	— (—)

- (注) 1. 当社はソフトウェア事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。
2. リース契約による主要な賃借設備はありません。
3. 応研ITビル（旧福岡本社）は2026年5月1日から投資不動産として運用しております。
4. 従業員数の（ ）は、臨時従業員数を外書きしております。
5. 保養所（福岡県糸島市）を2026年1月30日に売却しております。その内容は以下のとおりであります。

事業所名	所在地	設備の内容	前期末帳簿価額 (百万円)
保養所	福岡県糸島市	保養所	118

2【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

- (1) 重要な設備の新設
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2026年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	19,320,000	14,490,000	4,830,000	4,830,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	19,320,000	14,490,000	4,830,000	4,830,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2026年5月18日	4,829,517	4,830,000	—	1,000	—	—

(注) 2026年5月18日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。これにより株式数は4,829,517株増加し、4,830,000株となっております。

(6)【大株主の状況】

2026年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
原田 明治 ※1, 2	福岡県福岡市中央区	2,600	56.52
株式会社HARADA ※1, 5	福岡県福岡市中央区平尾五丁目11番4号	1,980	43.04
上野 眞宏 ※4	福岡県福岡市早良区	10	0.22
岸川 剛 ※3	福岡県筑紫野市	10	0.22
計	—	4,600	100.00

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等(大株主上位10名)
- 2 特別利害関係者等(当社代表取締役)
- 3 特別利害関係者等(当社取締役)
- 4 特別利害関係者等(当社監査役)
- 5 特別利害関係者等(当社代表取締役の二親等以内の血族により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

2. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 230,000	—	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式 (その他)	普通株式 4,600,000	46,000	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,830,000	—	—
総株主の議決権	—	46,000	—

② 【自己株式等】

2026年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合 (%)
(自己保有株式) 応研株式会社	福岡市中央区天神四丁目8番 9号応研ビル	230,000	—	230,000	4.76
計	—	230,000	—	230,000	4.76

2 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

当社株式は2026年9月18日に株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場いたしましたが、最近3年間の事業年度(2023年1月1日から2025年12月31日まで)においては非上場であったため、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

当社株式は2026年9月18日に株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場いたしましたが、当中間会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日まで)においては非上場であったため、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

当中間会計期間において、当社の役員の状況について、重要な変更はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令 第59号）に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社は、前中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の中間財務諸表は作成していないため、前中間会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年12月31日)	当中間会計期間 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,710	11,632
受取手形	※ 6	2
売掛金	1,275	1,004
商品	12	14
仕掛品	0	0
原材料及び貯蔵品	12	14
前払費用	260	299
未収消費税等	124	—
その他	0	6
貸倒引当金	△4	△5
流動資産合計	12,399	12,969
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2,453	2,183
構築物（純額）	49	28
機械及び装置（純額）	10	9
車両運搬具（純額）	3	7
工具、器具及び備品（純額）	88	78
土地	3,481	3,113
有形固定資産合計	6,086	5,421
無形固定資産		
ソフトウェア	18	16
その他	1	1
無形固定資産合計	20	17
投資その他の資産		
繰延税金資産	243	243
投資不動産	—	502
その他	47	50
投資その他の資産合計	291	796
固定資産合計	6,398	6,235
資産合計	18,798	19,204

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年12月31日)	当中間会計期間 (2026年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	198	179
未払金	227	104
未払費用	123	101
未払法人税等	394	329
未払消費税等	—	124
契約負債	5,490	5,605
前受金	—	6
預り金	73	12
賞与引当金	49	157
役員賞与引当金	34	16
流動負債合計	6,591	6,639
固定負債		
退職給付引当金	612	628
役員退職慰労引当金	613	622
長期預り敷金	—	40
固定負債合計	1,226	1,291
負債合計	7,817	7,930
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
利益剰余金		
利益準備金	187	227
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	9,968	10,222
利益剰余金合計	10,156	10,450
自己株式	△175	△175
株主資本合計	10,980	11,274
純資産合計	10,980	11,274
負債純資産合計	18,798	19,204

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
売上高	2,929
売上原価	865
売上総利益	2,063
販売費及び一般管理費	※ 1,208
営業利益	854
営業外収益	
受取利息	4
受取賃貸料	9
その他	0
営業外収益合計	14
営業外費用	
固定資産除却損	13
不動産賃貸費用	5
営業外費用合計	19
経常利益	850
特別利益	
固定資産売却益	150
特別利益合計	150
税引前中間純利益	1,000
法人税等	304
中間純利益	696

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当中間会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	1,000
減価償却費	64
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0
賞与引当金の増減額 (△は減少)	108
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△17
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	16
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	8
受取利息	△4
受取賃貸料	△9
不動産賃貸費用	5
固定資産除売却損益 (△は益)	△136
売上債権の増減額 (△は増加)	274
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△3
前払費用の増減額 (△は増加)	△39
未収・未払消費税等の増減額	249
仕入債務の増減額 (△は減少)	△19
契約負債の増減額 (△は減少)	114
未払金の増減額 (△は減少)	△126
未払費用の増減額 (△は減少)	△22
預り金の増減額 (△は減少)	△60
その他	△0
小計	1,404
利息の受取額	4
法人税等の支払額	△368
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,040
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△23
有形固定資産の売却による収入	269
有形固定資産の除却による支出	△6
預り敷金の受入による収入	40
投資不動産の賃貸による収入	10
その他	△6
投資活動によるキャッシュ・フロー	284
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△402
財務活動によるキャッシュ・フロー	△402
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	921
現金及び現金同等物の期首残高	10,710
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 11,632

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間貸借対照表関係)

※ 中間会計期間末日満期手形

中間会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、前事業年度末日が金融機関の休業日であったため、次の期末日満期手形が前事業年度末残高に含まれております。

	前事業年度 (2025年12月31日)	当中間会計期間 (2026年6月30日)
受取手形	1百万円	— 百万円

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
賞与引当金繰入額	69百万円
役員賞与引当金繰入額	16
役員退職慰労引当金繰入額	8

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の当中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
現金及び預金勘定	11,632百万円
現金及び現金同等物	11,632

(株主資本等関係)

当中間会計期間 (自2026年1月1日至2026年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年3月16日 定時株主総会	普通株式	402	876,000	2025年12月31日	2026年3月17日	利益剰余金

(注) 2026年5月18日開催の取締役会決議により、2026年5月18日付で普通株式1株を10,000株に分割を行っておりますが、上記1株当たり配当額については、当該株式分割前の株式数に基づいて算出しております。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はソフトウェア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ソフトウェア事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当中間会計期間（自2026年1月1日至2026年6月30日）

(単位：百万円)

サービス区分	報告セグメント
	ソフトウェア事業
クラウドサービス	1,250
オンプレミス製品他	812
保守サービス	866
顧客との契約から生じる収益	2,929
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,929

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
1株当たり中間純利益	151.34円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 2026年5月18日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行いました。当中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
中間純利益（百万円）	696
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—
普通株式に係る当期純利益（百万円）	696
普通株式の期中平均株式数（株）	4,600,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年9月28日

応 研 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺 田 篤 芳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 晋 介

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている応研株式会社の2026年1月1日から2026年12月31日までの第43期事業年度の中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、応研株式会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上